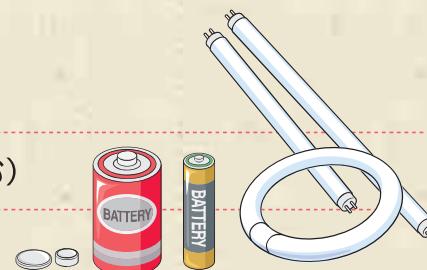




対象となるもの

- 蛍光管（割れたものも含む）



- 電球型蛍光管（割れたものも含む）

- 乾電池
- ボタン電池

- 小型充電式電池（電池本体をテープで絶縁する）

- 充電式電池を外せない小型家電（50cm未満のもの）

- 小型充電式電池
- 電動歯ブラシ
- 充電式シェーバー
- スマートフォン
- モバイルバッテリー
- 電子たばこ 等

- その他水銀を含んだもの

出し方

- 蛍光管
- 電球型蛍光管

破損防止のため、購入したときの箱に入れて(箱がない場合は透明または半透明の袋に入れて)、「蛍光管」と表示して出してください。割れてしまった蛍光管は、透明または半透明の袋に入れて「割れた蛍光管」と表示して出してください。

- 乾電池
- ボタン電池

透明または半透明の袋に入れて「電池」と表示して出してください。

- 小型充電式電池、充電式電池を取り外せない小型家電（50cm未満）

透明または半透明の袋に入れて、品物の種類を表示して出してください。小型充電式電池のみを出す場合は、テープで絶縁してください。

- その他水銀を含んだもの

透明または半透明の袋に入れて、品物の種類を表示して出してください。

※指定収集袋の中には入れないでください。

▶充電式小型家電は有害ごみで出してください!◀

- 小型充電式電池（リチウムイオン電池・ニカド電池等）を使用する製品（スマートフォン・シェーバー・おもちゃ等）は、電池に衝撃を与えると発火する恐れがあります。
- 小型充電式電池を不燃ごみで出すと、ごみ収集車やごみ処理施設でつぶしたり、細かく碎いた時に発火します。大きな火災になった場合は、不燃ごみだけでなく、可燃ごみの受け入れや処理ができなくなります。

モバイルバッテリーを含む充電式小型家電は、

- 有害ごみの日に出してください。
- 透明または半透明の45㌢までの袋に入れてください。
- 「充電式電池類」と表示して出してください。

発火したモバイルバッテリー



〈実験映像より〉



〈実験映像より〉

写真提供：製品評価技術基盤機構

下記ホームページより、お近くの回収協力店の検索ができます。

【充電式電池リサイクル協力店】「一般社団法人 JBRC」ホームページ内
https://www.jbrc.com/general/recycle_kensaku/

【ボタン電池回収協力店】「一般社団法人 電池工業会」ホームページ内
<http://www.botankaishu.jp/srch/srch10.php>